

国自貨第 29 号
課酒 4 - 33
元食産第 647 号
20190723 商局第 2 号
20190725 中庁第 1 号
公取企第 31 号
令和元年 7 月 26 日

一般社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 晃 殿

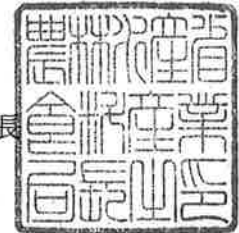
国土交通省 自動車局長



財務省 国税庁 次長



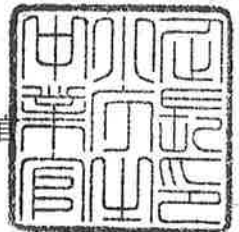
農林水産省 食料産業局長



経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官



経済産業省 中小企業庁長官



公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部長



飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いについて

(貨物自動車運送事業法に基づく標準貨物自動車運送約款の適用の明確化等 (適用細則))

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

飲料については、配送中の事故や急ブレーキ、路面環境などにより荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の貨物の毀損状況が外観から判断しづらい面があり、こうした飲料の特性から、配送中の荷崩れ等により貨物に毀損が生じた場合、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、荷送人と運送事業者、あるいは運送事業者と荷受人との間でのトラブルや、その処理や損害賠償等に関して一方の当事者の納得が十分得られない形で処理がされるケースが発生しています。

こうしたことは、輸送効率の低下を招いたり、運送の引受けが困難となることにより、社会全体の効率性低下や安定的な輸送を損なうことに繋がるのみならず、公正かつ適正な取引の確保の観点からも問題となりうるものであり、発荷主、着荷主、出荷・入荷業務等の元請事業者、実運送事業者との交渉力や立場の違いにより、合理的でない処理が生じることは避けなければなりません。

一方で、前述のようなケースが生じることについては、飲料配送に関わる関係者間で、毀損範囲の決定や廃棄の費用負担等に関して、法律や標準貨物自動車運送約款を踏まえ、どう処理すべきかについて、これまで十分な整理がされていなかったことに起因する面も大きいと考えられます。このようなことから、今般、飲料メーカー、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家により検討を行い、荷崩れ等に際しての処理に関して、法律や標準貨物自動車運送約款がどのように運用されるべきかについて、「飲料配送研究会報告書」として取りまとめられました。

貨物自動車運送事業に関しては、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が標準貨物自動車運送約款を定めており、多くの運送事業者が当該約款を用いています。運送約款は、運送契約の基礎を成すものであり、荷崩れ等が発生した場合の処理に際しては、特段の定めがある場合を除き、運送約款に基づき行うべきものです。本報告書（特に3・4）は、荷崩れ等が発生した際に、標準貨物自動車運送約款に従いどのように処理をすべきか、当該約款の適用について明確化したものです。

関係者におかれては、こうした趣旨を十分踏まえつつ、契約においては本報告書の内容を踏まえて責任関係を明確化するとともに、貨物の毀損等が発生した場合には本報告書に沿って処理を行って頂くようお願い致します。つきましては、本報告書を送付しますので、その内容及び上記の趣旨を傘下会員へ周知頂きますようお願いいたします。

また、同報告書の内容も踏まえ、国土交通省では飲料配送中に貨物が毀損した場合における標準貨物自動車運送約款の適用細則を定めております。加えて、貨物自動車運送事業者の団体に対して、傘下事業者に周知・徹底を図るよう別添のとおり通達するとともに、貨物自動車運送事業法に関する運用等を担う各地方運輸局等に対しても関係事業者に対して周知・指導を行う旨について通知を行っております。

| | |
|------------------------------|---------------------------|
| 国土交通省 自動車局 貨物課 | TEL 03-5253-8575(直通) |
| 財務省 国税庁 課税部 酒税課 | TEL 03-3581-4161(内線 3306) |
| 農林水産省 食料産業局 食品製造課 | TEL 03-6744-2249(直通) |
| 経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 | TEL 03-3501-1708(直通) |
| 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課 | TEL 03-3501-1669(直通) |
| 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 | TEL 03-3581-3373(直通) |

飲料配送研究会報告書の概要について

国税庁 農林水産省 経済産業省
中小企業庁 国土交通省

1 経緯

- 飲料については、配送中の事故や急ブレーキ、路面環境などにより荷崩れ等が発生した場合、炭酸漏れ等の商品の毀損状況が外観から判断しづらい場合があり、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、運送事業者と荷送人又は荷受人との間でトラブルとなるケースが発生。一方の当事者の納得が十分得られない形での処理がなされるケースもある。
- これは、これまで、飲料配送に関する関係者間で毀損範囲の決定に関する考え方、廃棄の費用負担に関する基準等について、現場の実態に即した具体的なルールが十分に整理・共有されていなかったことによる。
- このため、飲料配送関係者、関係省庁及び法律の専門家も交えて検討を行い、飲料配送に係る契約締結時や毀損等が生じた際の現場での判断における基本的な考えを示すものとして「飲料配送研究会報告書」をとりまとめた。

○ご協力をいただいた企業、団体様 等〔順不同、敬称略〕

| | |
|----------------|---|
| 運送業関係者 | 鴻池運輸(株)、鈴与(株)、日本ロジテム(株)、日本通運(株)、置田運輸(株)、(株)鳥羽運送、川崎陸送(株) |
| 清涼飲料メーカー関係者 | コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、サントリー食品インターナショナル(株) |
| アルコール飲料メーカー関係者 | アサヒビール(株)、キリングroupロジスティクス(株) |
| 卸売業関係者 | 三菱食品(株) |
| 小売業関係者 | イオングローバルSCM(株) |
| 関係団体 | (公社)全日本トラック協会、(一社)全国清涼飲料連合会、ビール酒造組合 |
| 法律専門家 | 饗庭 靖之 (弁護士)、野尻 俊明 (流通経済大学学長) |
| 学識経験者 | 加藤 孝治 (日本大学大学院教授) |
| 関係省庁等 | 国税庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁、国土交通省、公正取引委員会 |

2 報告書の概要

(1) 包装資材（段ボール）の扱い

- 商品である中身が毀損していなければ、包装資材に傷や汚れがあっても、輸送・保管等に支障をきたす場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することは許容されるべき。

(2) 貨物の毀損範囲の判断

- 包装資材の外観等から毀損範囲を推定する場合は、飲料メーカーにおいて合理性のある判断基準を作成して予め運送事業者との間で共有し、それに従って毀損範囲を決定（報告書では判断基準例を提示）。
- 判断基準が作成・共有されていない場合は、必ず運送事業者と協議の上、毀損範囲を決定。

(3) 廃棄の費用負担に関する基準

- 毀損に伴う損害賠償の対象範囲は、実際に毀損している商品。
- 一方、上記（2）のように、包装資材の外観等から毀損範囲を推定する場合は、予め共有された判断基準によって推定される毀損範囲を損害賠償の対象範囲とする方法もとりうる。
- 民法（422条）や判例から、運送事業者が貨物の全額を賠償した場合、運送事業者が貨物の所有権を取得する。
- ブランド信用力の維持等の観点から毀損貨物を運送事業者に引き渡さない場合は、飲料メーカーがその所有権を得てから行うこととし、具体的には、①飲料メーカーが運送事業者から相当程度に減額された金額で買い戻す又は②そもそも運送事業者が賠償する価額を相応に減額された金額とする。また、これを契約で明文化する。この場合において、廃棄処理等を飲料メーカーが行う場合は、廃棄費用は飲料メーカーが負担。

(4) 相談窓口の設置と問題事例への対応

- 飲料団体及び運送団体は、相談窓口を整備。
- 今後も定期的に本研究会を開催し、問題事例を協議。

(5) その他

- 運送事業者に運送以外の役務を依頼する場合は、追加の料金として明確化する必要がある。
- 荷送人がより質の高い運送を求める場合は、付加的な輸送対価として明確化する必要がある。

内部製品や段ボール機能・
外観上問題ないため出荷

出荷可（胴膨れ）



出荷可（皺）

